



税・年金

■今年度の納期

今年度の市民税・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。納税には口座振替が便利です。ご利用ください。

なお、納期限を過ぎると延滞金が増加されたり、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。

納税などでお困りの事情がある方は、お気軽にご相談ください。

5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税	1期
6月	市民税・都民税（普通徴収）	1期
7月	固定資産税・都市計画税	2期
8月	市民税・都民税（普通徴収）	2期
10月	市民税・都民税（普通徴収）	3期
12月	固定資産税・都市計画税	3期
1月	市民税・都民税（普通徴収）	4期
2月	固定資産税・都市計画税	4期

※納期限日は、各納期月の末日（ただし、12月は25日）です。

※納期限日が土・日曜日、祝日などの金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日に繰り延べます。

※口座振替は、振替開始希望日の45日前までに申し込んでください。

◆納税課 田（☎460-9832）

■市税の夜間・休日、納付・相談窓口を開設

～滞納している方は早めにご連絡、ご相談を！～

◆夜間窓口

時 5月13日（木）・24日（月）

午後5時～8時

◆休日窓口

時 5月16日（日）・23日（日）

午前9時～午後4時

場 いずれも納税課（田無庁舎4階）
詳細は、お問い合わせください。

◆納税課 田（☎460-9832）

■会社などを退職したときには国民年金の手続きをお忘れなく！

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している場合を除き、国民年金に加入しなければなりません。会社などを退職し、厚生年金保

険や共済組合に加入しなくなった方や退職された方の扶養になっている配偶者は、国民年金第1号への変更手続きが必要です。雇用保険被保険者離職票または退職証明書などと年金手帳、印鑑を持参のうえ、保険年金課（田無庁舎2階）、市民課総合窓口（保谷庁舎1階）、各出張所で手続きをお願いします。

ただし、退職日の翌日に再就職し、厚生年金保険や共済組合に加入する方は、手続きは不要です。また、退職日の翌日から厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者となる場合は、国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて手続きが必要となります。

◆保険年金課 田（☎460-9825）

届 出

■ひばりヶ丘駅前出張所1周年

市には、柳橋・ひばりヶ丘駅前の2か所の出張所があり、ひばりヶ丘駅前出張所は、昨年5月に開設し、1年を迎えます。今後も皆さんのご利用をお待ちしています。

□開所時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

住民票等自動交付機…右表参照

□取扱い業務

- ・住所や世帯の変更届の受付、住民票の写しなど証明書の交付
- ・各種戸籍届出の受付、戸籍に関する証明書の交付
- ・印鑑登録の受付、証明書の交付
- ・外国人登録原票記載事項証明書の交付
- ・市税に関する証明書（課税、非課税、納税）の交付
- ・国民健康保険の資格取得および喪失手続き、被保険者証再交付申請、出産育児一時金および葬祭費の申請、保養施設利用申請受付
- ・国民年金の資格取得および喪失手続き（国民年金保険料免除・納付猶予の手続きは除く）
- ・後期高齢者医療保険資格取得・変

更・喪失手続き、被保険者証再交付申請、葬祭費の申請受付

- ・母子健康手帳の交付
- ・65歳以上の方が対象の手技治療割引券交付申請
- ・埋火葬許可証の交付
- ・転入時の児童、生徒の就学通知書の交付
- ・交通災害共済の加入申込受付
- ・犬の登録および死亡届などの受付
- ・市税その他収入金の納付

□来所者用駐輪場の利用

利用の際には事前に出張所での受付が必要です。

◆ひばりヶ丘駅前出張所

（☎425-7577）

■住民票等自動交付機のご利用を

暗証番号を登録している西東京市民カードおよびほうや市民カードをお持ちの方は、住民票と印鑑登録証明書を取ることができます。

□手数料 200円（窓口交付300円）

□設置場所と利用日時

設置場所	利用日時
田無庁舎 （2階ロビー）	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
保谷庁舎 （1階ロビー）	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
ひばりヶ丘駅前出張所 （ひばりヶ丘駅南口）	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
柳沢公民館 （西武柳沢駅南口）	月～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ※第4月曜日は休み。
芝久保公民館 （芝久保町5-4-48）	月～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ※第4月曜日は休み。
保谷駅前公民館 （保谷駅南口ステア4階ロビー）	月～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ※第4月曜日は休み。

※12月29日～翌年1月3日は休み。

◆市民課 田（☎460-9820）

保（☎438-4020）

福 祉

■B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度が変わりました

主な変更点は次のとおりです。6月末までに申請された方は助成開始を4月1日までさかのぼれます。

- (1)自己負担限度額が所得に応じて、①負担なし②1万円③2万円の3区分になります。
- (2)B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療が対象となります。
- (3)C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療が、一定の条件を満たす場合、2回目の制度利用が認められます。

◆障害福祉課 保（☎438-4035）

■平成22年度赤十字会員（社員）募集運動にご協力を

今年も5月1日（土）～31日（月）まで、全国的に「赤十字会員（社員）募集運動」を実施します。

皆さんから寄せられた活動資金は、国際救援活動、災害救護事業、医療事業、看護師の養成、血液事業、救急法・家庭看護法などの講習事業、社会福祉事業、赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動など、さまざまな赤十字の人道的な活動に使わせていただいています。

皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

◆生活福祉課 保（☎内線2311）

子育て

■ファミリー・サポート・センターのご利用を

ファミリー・サポート・センターは、地域の中で子どもを預けたい方（ファミリー会員）と、子どもを預かる方（サポート会員）が会員となり、会員同士の相互援助活動を行う事業です。会員間で、子どもの預かり・送迎・外出時の同行などを有償で行います（ファミリー会員が支払う利用料金が、サポート会員の活動

子ども手当・児童育成手当の申請をお忘れなく！

■子ども手当の申請

子ども手当の申請期限は、5月17日（月）までとなっています。これ以降に提出された方は6月支払いに間に合いません。提出されていない方は早めに提出してください（3月31日時点で西東京市から児童手当を受給していたお子さんは、子ども手当に自動的に移行します）。

※申請猶予期間として9月30日（木）までに書類の提出があれば、4月分までさかのぼれる場合があります。

ただし、4月1日以降に出生、転入された方は、出生・転入日（前住所地で転出予定日）の翌日から15日以内に申請してください。

原則として、申請日の翌月からの支給となります。

◆子育て支援課 田（☎460-9840）

■児童育成手当の申請（育成手当・障害手当）～6月が年度更新月です～

現在手当を受給されていない方で支給要件に該当する方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などの関係で新年度から該当の方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません（表1参照）。

◆育成手当

対父・母が婚姻を解消または、同様の状態（父または母が死亡・重度の障害・生死不明・1年以上遺棄・婚姻によらないで懐胎（認知した父の扶養がある場合を除く））にある18歳に達した日の属する年度の末日以前

の児童を扶養している方

※受給者が事実婚状態にある場合などは対象となりません。

□支給金額 月額1万3,500円（児童1人当たり）

□所得制限 表1参照

□必要書類 表2参照（後日提出可）

◆障害手当

対「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

□支給金額 月額1万5,500円

□所得制限 表1参照

□必要書類 表2参照（後日提出可）

◆子育て支援課 田（☎460-9840）

表1 平成22年度所得制限額表

扶養人数	平成21年中の所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
以降1人増すごとに38万円加算	

表2 申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
印鑑	○	○
戸籍謄本（申請者および児童のもの）	○	－
22年度課税証明書 ※平成22年1月2日以降に転入の方	○	○
健康保険者証の写し [※]	－	－
申請者名義の預金口座のわかるもの（郵便局以外）	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳（お持ちの方）	－	○
その他（調査書類 [※] ）	○	－